

国際・国内動向

の実現を」掲げ、「重大災害を防止し、過重な労働による労働者の健康障害防止やメンタルヘルス対策を行う」としていますが、全体は26億円減額の347億円となっています。交通労働災害防止対策では、過労運転や深夜運転及び睡眠の状況等と安全な運転との関係についての2つの調査（新規、1100万円）を盛込むなど、過重労働防止、メンタルヘルス、石綿対策等の予算は僅かだが増額しました。

○過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進 30億円

メンタルヘルス対策支援事業や産業医への研修（いずれも新規）で事業場・事業場外での相談体制強化を図るとしており、12億円増。

○サービス残業の解消対策1.4億円は、昨年に続き解消月間（11月）のフリーダイヤルの実施等

○労働分野のCSR（企業の社会的責任）支援策の

検討を開始。1000万円

4、その他の施策

① 障害者雇用は障害者トライアル雇用を6000人（1800人増）とし、福祉施設の就労から一般就労への移行支援は6600万円を新規に計上する。

② ホームレス対策は、2億円増の32億円で、新たに「ホームレス就業支援事業」を12億円で実施します。

最後になりますが、今国会提出予定の法案は、労働災害保険法や障害者雇用促進法など、要求・運動に押された改善部分もありますが、年間総労働1800時間への短縮計画を削除する労働時間短縮推進法の改悪や過労死防止策を後退させ労働安全衛生法、労働者派遣を建設分野に解禁する建設労働者雇用改善法改悪を提出する予定です。

（おおつき みさお・日本共産党国会議員団事務局）

公害問題の過去・現在と将来

儀我壮一郎

1. 「公害」とは何か

加藤邦興氏の鋭い指摘にまず注目しよう。

「公害問題についての視点の第一は、加害者と被害者の区別がある。……これにたいして、環境問題とは、人間の社会と自然との関係における問題といえる。……／戦前の足尾鉾毒事件と戦後の水俣病問題は、日本の公害問題における二大典型である。これらの典型を分析することによって得られる公害問題の規定は、『公害は地域ぐるみの人間と環境の収奪であり、人体被害はその結果としての地域社会の破壊の頂点』としてよい」（加藤邦興『日本公害論』青木書店、1977年、25～26ページ）。例えば「薬害」との異同を検討すれば、問題点は明らかとなる。が、ここでは省略する。

公害対策基本法（1967年8月施行、1993年11月廃止）では、事業活動やその他の人の活動にともなう生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭により、人の健康または生活環境に被害が生ずることを「公害」と

と定めていた。この公害対策基本法と自然環境保全法を統合して、1993年に環境基本法が制定された。

「公害」（public nuisance pollution）とは何か。加藤邦興氏はいう。「……公害という表現をやめて、私害という表現を使うべきであるという主張もしばしばなされている。……しかし、公害が『公』の害であるということは、公的な存在である行政が、加害者に奉仕する機能を果たし、ときには被害の拡大を助長することによって加害者の役割を担っているという現実の表現として、一定の根拠と有効性をもつといえる」（『日本公害論』34ページ）。

次の水俣病の実例が示すように、略称の「公害」の主要な加害者は、大企業・政・官・学であり、単純な定義では、不十分とならざるをえない。

2. 水俣病の悲劇からの教訓

食べ物に毒が混入した食中毒の場合の対策は単純である。その食べ物を食べない対策をとればよい。敗戦直後に、静岡県浜名湖のアサリ貝がなぜか有毒化し（病因物質不明）、それを採取して食べた周辺住

民から多数の死者が出た。1949(昭和24)年、静岡県は「食品衛生法」を適用し、住民がアサリを食べないようにした。これで、新規の患者は発生しなくなった。

対策を念頭におけば、水俣病の「原因」はメチル水銀と考えるべきではなく、「水俣湾産の魚介類の摂食」と考えなければならない。対策が早ければ、被害を最小限にとどめることができたのである。

食中毒の統計の場合、①原因食品、②病因物質、③原因施設の3つに分類される。①の原因食品が水俣湾産の魚介類であることは、1956年11月にすでに判明しているので、この時に、「食品衛生法」にもとづく被害調査と対策が行われるべきであった。それを阻止したのが、熊本県の副知事に対する厚生省公衆衛生局長の回答(1957年9月11日)であった。多くの人が、対策をとるべき時期を、「原因物質」(正確には「病因物質」)が有機水銀であると確認された1959年7月であると信じているが、それは誤りである。病因物質の判明は、対策をとる上の必要条件ではない。

ジョン・スノーの疫学研究は、ロンドンのコレラの原因が、ある会社から供給される水道水(テムズ河に放出される下水がたっぷり混入した水道水)であると、19世紀半ばに証明した。コッホがコレラ菌を発見する30年も前のことである。

水俣病の場合は、病因物質が判明してからさえも、被害調査も対策も行われなかった。「食品衛生法」にもとづく届出と処理を怠った学者と行政の責任は重大である。(津田敏秀『医学者は公害事件で何をしてきたのか』岩波書店、2004年6月、参照)。足尾鉾毒事件、イタイイタイ病事件から薬害エイズ事件などにいたる「繰り返される悲劇」について、津田氏の指摘は、痛切な教訓を示している。

3. 「水俣病関西訴訟」最終判決

2004年10月15日の「水俣病関西訴訟」最高裁判決は、国と熊本県の法的責任を確定した画期的な内容で、要点は次のとおりであった。

- ① 国が1960年以降に水質2法(水質保全法、工場排水規制法)による規制をしなかったことは違法である。
- ② 熊本県が漁業調整規則による規制をしなかった

ことも違法である。

- ③ 国の水俣病の診断基準をゆるめた二審の判断を支持する。
- ④ 国と熊本県には、患者37人分の約7150万円の賠償責任がある(ただし1959年12月末以前に水俣から転居した8人は別)。
順序大小不同で、問題点を列挙し、今後の展望の手がかりとしたい。
- ① 患者側は、「1958年8月時点で食品衛生法に基づき出漁を禁止すべきだった」と、二審・大阪高裁の判断よりも早い時期から規制の義務があったとしている。
- ② 昭和32(1957)年7月、第2回熊本県水俣病連絡会は、市・漁協・厚生省と打ち合わせの上、食品衛生法による魚介類販売禁止との方針を決定した。しかし、水俣市の橋本市長(戦時中のチッソ水俣工場長)は、補償問題を懸念して厚生省に働きかけ、1957年9月11日の厚生省山口公衆衛生局長の熊本県への回答(食品衛生法は適用できない)となった。
- ③ 水俣病の認定基準について、当時の大石武一環境庁長官は、患者を「1人でも見落とすことのないようにする」ため昭和46(1971)年「事務次官通知」を発した。この趣旨で国と県が動いていたら、問題は早く解決したはずである。しかし、一部の医学者と結びつきながら行政は逆方向に歩み続けた。
- ④ 今回の判決の後、鹿児島県の「水俣病出水の会」の損害賠償の提訴の動きなど、新局面が生まれている。最高裁が、対策の遅れを認めたのであるから、国も県も、患者の認定基準を改めて、医療・生活などについて全面的に補償する必要がある。今回の「最終判決」は、新しい出発点である。
- ⑤ チッソの前身である日本窒素が、戦時中、朝鮮で生み出した大規模な公害について再検討するなど、歴史的な位置づけと歴史的な解決が、あらためて必要とされる。

(ぎが そういちろう・理事)

(参考文献) ①加藤邦興『日本公害論』青木書店、1977年、②深井純一『水俣病の政治経済学』勁草書房、1999年、③白木博次『冒される日本人の脳』藤原書店、1998年、④斉藤巨『新潟水俣病』毎日新聞社、1999年、⑤板東克彦『新潟水俣病の30年』NHK出版、2000年。